

## 令和2年度 第4回赤磐市教育委員会臨時会議事録

- |   |      |                    |          |
|---|------|--------------------|----------|
| 1 | 開会日時 | 令和2年4月18日(土)       | 午前9時00分  |
| 2 | 閉会時間 |                    | 午前9時27分  |
| 3 | 会議場所 | 赤磐市立中央公民館          | 2階 第2会議室 |
| 4 | 出席委員 | 教 育 長              | 土井原 康 文  |
|   |      | 教育長職務代理者           | 大 崎 陽 二  |
|   |      | 委 員                | 山 本 賢 昌  |
|   |      | 委 員                | 平 松 由 香  |
|   |      | 委 員                | 遠 藤 益 恵  |
| 5 | 説明者  | 教 育 次 長            | 有 馬 唯 常  |
|   |      | 教育総務課長             | 金 島 正 樹  |
|   |      | 学校教育課長             | 家 森 康 彰  |
|   |      | 社会教育課兼<br>スポーツ振興課長 | 西 崎 雅 彦  |
|   |      | 中央公民館長             | 杉 原 泉    |
|   |      | 中央図書館参事            | 安 本 典 生  |
| 6 | 書 記  | 教 育 総 務 課<br>主 幹   | 金 谷 紀 子  |

## 議 事

- 公 開 新型コロナウイルス感染症対策における幼稚園の臨時休園について
- 公 開 新型コロナウイルス感染症対策における社会教育施設の  
臨時休業について
- 公 開 新型コロナウイルス感染症対策における体育施設の臨時休業について

※非公開の議事については、議事録は公開されません。

○土井原教育長 それでは、開会したいと思います。

出席の委員の皆様が定数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより令和2年度第4回赤磐市教育委員会臨時会を開催いたします。

今回、議事録に署名する委員として平松委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

同じく、議事録作成の職員として教育総務課金谷主幹を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に移りますが、今回の会議に付議された案件は、（1）議案の審議、（2）その他についてでございます。

それでは、（1）議案の審議に移ります。

承認第3号新型コロナウイルス感染症対策における幼稚園の臨時休園についてから承認第5号新型コロナウイルス感染症対策における体育施設の臨時休業について、これを一括、事務局から説明を求めます。

○金島課長 教育長。

○土井原教育長 はい、教育総務課長。

○金島課長 教育総務課金島です。

それでは、お手元の資料1ページをお願いいたします。

承認第3号新型コロナウイルス感染症対策における幼稚園の臨時休園について。

新型コロナウイルス感染症対策における幼稚園の臨時休園について、赤磐市教育委員会の承認を求める。

令和2年4月18日提出。赤磐市教育委員会教育長土井原康文。

お手元の資料2ページをお願いいたします。

こちらのほうに、幼稚園の臨時休園につきまして市内の6園の園を記載しております。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。

承認第4号新型コロナウイルス感染症対策における社会教育施設の臨時休業について。

新型コロナウイルス感染症対策における社会教育施設の臨時休業について、赤磐市教育委員会の承認を求める。

令和2年4月18日提出。赤磐市教育委員会教育長土井原康文。

資料の4ページをお願いいたします。

こちらのほうに、社会教育施設につきまして22の施設を記載しております。

続きまして、資料5ページをお願いいたします。

承認第5号新型コロナウイルス感染症対策における体育施設の臨時休業について。

新型コロナウイルス感染症対策における体育施設の臨時休業について、赤磐市教育委員会の承認を求める。

令和2年4月18日提出。赤磐市教育委員会教育長土井原康文。

資料6ページをお願いいたします。

こちらのほうに、体育施設14施設を記載しております。

それでは、資料7ページをお願いいたします。

全国で緊急事態宣言を受け、岡山県においても緊急事態措置を講じています。概要としましては、1、区域、岡山県全域、2、期間、令和2年4月17日から令和2年5月6日まで、実施内容としましては、新型コロナウイルスの蔓延防止のため、すべての県民に対し不要不急の外出の自粛、特に大型連休期間中においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛すること、それから3密のいずれかに該当する場を避けるとともに、特に3密が重なる場所への出入りは絶対に行わないこと。それから、2番目としまして、今後クラスター発生の可能性のあるすべてのイベント、3密のいずれかに該当するイベントの開催自粛。3つ目としまして、学校、社会福祉施設、興行場等の施設に対し、3密を避けるなど適切な感染防止対策の協力などの要請です。

このことを受け、市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で協議を行い、子どもからお年寄りまで市民の安心・安全を最優先に考え、最善の策として、市所管の施設を順次臨時休業することとなりました。これにあわせて、教育委員会所管の市内の幼稚園6園を臨時休園、社会教育施設22施設及び体育施設14施設を臨時休業したいと思います。それぞれの施設につきましては、先ほど説明しました2ページ、4ページ、6ページのとおりでございます。

期間は、すべての施設、令和2年4月21日から令和2年5月6日までとします。ただし、今後の状況によりまして、期間が変更となる可能性があります。

なお、6ページの体育施設の吉井スポレククラブ指定管理の4施設につきましては、吉井スポレククラブの自主判断により、4月11日から1カ月間の休業としております。

また、幼稚園の預かり保育につきましては今後も継続していきます。

臨時休園、臨時休業の周知につきましては、保護者への連絡、市のホームページ、施設の掲示等で行う予定としています。

以上で説明を終わります。

○土井原教育長 ありがとうございます。

以上、承認第3号から承認第5号まで一括説明をいたしました。

それぞれの説明に対しまして、質疑とかご意見がございましたらどうぞお願いいたします。

○大崎教育長職務代理者 はい。

○土井原教育長 はい、大崎委員。

○大崎教育長職務代理者 大崎です。

幼稚園のところからなんですけども、県のほうで非常事態宣言が出まして、幼稚園に通っている子どもさんたちも、保護者の人も、やっぱり今まで以上に心配なところも出てきたんじゃないかと思われまして。

実際の話、4月21日火曜日から休みというんですけど、今までも少し心配だとか、休んだほうがいいんじゃないかなとかいうような保護者の方からのご意見とか、そういうようなものは入っていましたでしょうか。

○家森課長 教育長。

○土井原教育長 はい、家森課長。

○家森課長 学校教育課長家森です。

幼稚園のほうには、保護者の方からはそういう意見は幼稚園のほうにも幾つか入っています。実際に来られてない方もおられます。先生方もそのことを踏まえて、心配しながら、十分な対応はしながら預かっていますということではあったんですが。

○大崎教育長職務代理者 それで、預かり保育のほうをしてくださるいうんで、どうしても午前中仕事行かないけんとかいうような方にとってはありがたい話かなというふうには思います。当然、休み、閉めておるので午前中で、午後のほうもされるんですかね、午前中、午後と今までのように。

○家森課長 はい、教育長。

○土井原教育長 はい、家森課長。

○家森課長 学校教育課長家森です。

預かり保育については、調査をした結果、山陽西幼稚園は預かり保育を今希望している方はおられません、ほかの園では大体五、六名前後、ただ今後こういう状況なので、もう預かりはいいですという方もおられるかもしれません。夏休みと同じように、お仕事の

関係があるということで、朝の8時から5時まで基本預かる方向ですが、預かる際には、おうちのほうで預かれませんか、なるべく密集を避けたいのということもよくよく話をして、いや、でもどうしても預かっていただかないと困るんです、仕事の関係でという方のみ預かるというような話をした上で預かるという方向で今は考えています。

○土井原教育長 今のに補足してよろしいですか。

昨日、幼稚園の担当が保護者宛の文書でずっと項目がある中で、積極的に預かり保育をするような文面は削除しております。別途、園長に相談するよにということ、その内容が今家森が言ったようなことになりますので、例えば医療関係者の方だとか、いわゆる教育とかいう、学校は一部ですけど、そういった部分での職業でどうしてもという方がおられると思うんで、一部。そういう方については別途、園長と相談してということになると思います。

今の件、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

○平松委員 はい。

○土井原教育長 はい、平松委員。

○平松委員 はい、平松です。

幼稚園やほかの施設についてもなんですが、利用者の方だけではなく職員の方はどのよに考えておられるのかお尋ねしたいです。

○土井原教育長 職員の勤務のことですね、これは。

○家森課長 はい、教育長。

○土井原教育長 はい、家森課長。

○家森課長 学校教育課長家森です。

職員の方については、お子さんがおられる、お子さんの関係での方はお休みを、コロナ対策の規定を使ってお休みということになるかと思えます。実際、休みになった場合、これからの検討なんですけれども、子どもが来てない分、全く仕事がないというのではなく、再開したときのためにどうするかということでの仕事、それから来てない子どもたちの家庭への連絡等があるので、その仕事はするんですけれども、あとは最低限の人数でそれができるようにということで対策を考えていきたいと思っています。

同じように小学校、中学校では、そういうことを踏まえて時差出勤をしてみようとか、全員が来なくても交代で休んだりすることもできるのではないかということも今検討

中ではありますが、その休業補償いうのか、休みをどういうふうにしてとっていくのか、年休であれば簡単なんですけれども、そうじゃないやり方については今いろいろな決まりのほうを調べながら対応していきたいと思っています。

○土井原教育長 よろしいですか。

施設の関係は。

○西崎課長 教育長。

○土井原教育長 はい、西崎課長。

○西崎課長 社会教育課長兼スポーツ振興課長の西崎です。

それぞれ社会教育施設並びに体育施設の職員につきましては、施設等の維持管理のために勤務するという事で考えております。

○土井原教育長 はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○平松委員 はい。

○土井原教育長 ほかにございませんでしょうか。

○山本委員 はい。

○土井原教育長 はい、山本委員。

○山本委員 木曜日の会議で平松委員が言われとったんですけど、この園の中で誰か感染者が出ると、園自体を休園にせんといけんですけど、幼稚園のことなんですけど、そのときにどうしても預けないといけない人がほかの園に預かり保育とできるのかとか、保育園のほうでどこか預かってもらえるのかとか、その辺の連携というか、そういうのを考えられとるかどうかを教えてもらえれば。

○家森課長 はい、教育長。

○土井原教育長 はい、家森課長。

○家森課長 学校教育課家森です。

そのことについては慎重に考えていく必要があると思うんです。市内につまり感染者が出たということになるので、そもそも全部とまってしまう可能性もありますので、そこについては、保育園ほかの学童等を含めて、ちょっと慎重にこれから対応を考えていきたいと思っています。必要なことで、保護者の方の協力をとってもらいたくないので、その辺への対応も含めての対応になると思います。

○山本委員 わかりました。

○土井原教育長 ほかにございませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 遠藤です。

先ほど、平松委員が言われたことに関連するんですけれども、特に小学校、中学校、幼稚園等が今後新型コロナが拡大することによって、夏休みがほとんどない状態になる可能性も高いと思います。そうしますと、本当でしたら年休などを特に夏休みでとるということがこれまであったかと思うんですけれども、そういうこともなかなか今年は難しいかと思しますので、できるだけ今の休校のうちにそういうことを利用していただいて、夏休みに備えていただくようにご配慮のほうをお願いしたいと思います。

○土井原教育長 はい、ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

○大崎教育長職務代理者 はい。

○土井原教育長 はい、大崎委員。

○大崎教育長職務代理者 はい、大崎です。

ちょっと幼稚園のところから離れます。

以前、文科省が子どもたちが公園とかちょっと外で散歩したり走ったりすることをとめるものではありませんという説明があったと思いますが、小学生、中学生、同じように広々とした公園で遊んだりというのは引き続き可なんでしょうか。それとも、もう一切家から出るなというような指示でいくんでしょうか。

○家森課長 はい、教育長。

○土井原教育長 はい、家森課長。

○家森課長 学校教育課家森です。

そこについては、今ちょっと検討中です。岡山県の緊急事態措置の概要の中にも、外出自粛の要請の中で、野外での運動や散歩など生活の維持に必要なもの等を除きとあるので、その範囲の中で、今出しているものも、あくまでもご家庭、そういったおうちの判断で、おうちの方の責任において3密を避ける、集団になって子どもたちが遊ばないようという声かけのもと、親の了承のもと遊んでくださいと言っていますので、その範囲を超えないようにはしていきたいと考えています。

○大崎教育長職務代理者 自宅にずっとこもっておっても、やっぱり健康にとってはよくないので。



それに関係してじゃねえんですけれども、社会教育施設で青少年育成センターも休みに  
なっておるんですけれども、大体夏休みとか長期休業中が僕らの中心なんです、仕事が。  
ふだん学校におるときには学校にいるので、めったに子どもが、最近の話、学校を飛び出  
たりとかなんとかはないんです。じゃけど、長期中業中には不審者より、この前も家で留  
守番しとって泥棒と遭遇したとかいうようなことがあるので、多分我々これから休みなっ  
たりしたら活躍せないかんところかなと思うたら、ぽっと見ると臨時休業になってるから  
大丈夫なのかな思って。市のほうがお休みにするんじゃないら子どもの様子を見回ります  
とかなんとかいうときに、一番先頭に立っていかないけんところを休みにしとるでいうた  
ら、ちょっと問題があるんかなというふうに感じたんですけど、いかがでしょうか。

○西崎課長 教育長。

○土井原教育長 西崎課長。

○西崎課長 社会教育課西崎です。

この社会教育施設につきましては、育成センターも休業とさせていただいております  
が、いわゆる相談業務等の業務について休業という形を思っておりまして、育成センター  
の職員につきましては、パトロール等、勤務をしていただければと思っております。

○土井原教育長 要するに、施設を閉鎖するわけなので、そこへいわゆる一般の方、住  
民の方、保護者の方の出入りはないということですよ。

○西崎課長 はい。

○土井原教育長 もちろん公民館もそういうことになる。だから、従来どおり職員さん  
は、大崎先生を始め、ほかの2名の方を含めてしっかりパトロールをしていただきたいと  
いうことですよ。

○大崎教育長職務代理者 ありがとうございます。

よその人が来ることはめったにないので、特に学校教育課でありますとか、くらし安全  
課とか、やっぱりそちらのほうといろいろ相談しながらパトロールとか、そういうのを進  
めていかなんだらいいんかなというふうに思いました。ということは、余りうちと一緒に  
勤めとる林さんや小林さんのほうには、余り言わんほうがいいですね。これ言ようたら、  
私みたいなに、おい、閉まっとるでいうようなことになったらいけないんで、また月曜日  
にはそのように伝えます。

○山本委員 はい。

○土井原教育長 山本委員。

○**山本委員** 大崎委員の意見に関連してなんですけども、休業と書いてしまうと全部休みかと思われるから休館ぐらいにしといたほうが、休館なら館がお休みで人が行けないけど職員の人はおるみたいなイメージに。

○**土井原教育長** 閉館とかの意味ですよ。休業だったら、もうそこは職員もいないようなイメージになるという。

○**山本委員** 何かそんなイメージになってしまうかもしれない。

あと、もう一つ、公園なんかは散歩で入るのは、立ち入りするのは別に構わないわけですかね。中学校なんかは立入禁止になったり前したんですけど、ふれあい公園の中を散歩したり、グラウンドで勝手にサッカーしたり、そういうのができるのかどうかは、どういうふうになっているんでしょうか。

○**西崎課長** 教育長。

○**土井原教育長** 西崎課長。

○**西崎課長** スポーツ振興課長の西崎です。

体育施設につきましては、全く立ち入り制限をするということは考えておりませんので、いわゆる申請、許可を受けての利用、そういった部分をとめるというイメージで、公園内の出入りについては制限は考えておりません。

○**土井原教育長** はい、よろしいでしょうか。

ほかにはございませんか。

先ほどもちょっと出てた話の休業、なりわいを全部休んでしまう、休園、休校、施設についてはその業務の業なので、そこらあたりがやっぱりイメージとしてどんなんですかね。正式に法律上の言葉とかはちょっと私わからないんですけど。

○**金島課長** 教育長。

○**土井原教育長** はい、金島課長。

○**金島課長** はい、教育総務課金島です。

施設によりまして、休館とかでしたらその施設があると、例えばですけど屋外、今回でいうたら体育施設のところですとグラウンドとかもありますので、そういったことにつきましてはやはり休業のほうが適切になってきますので、そういったことも含めて今回は休業いうことにさせていただいております。

以上です。

○**土井原教育長** はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○山本委員 何か発表するときに、休業と書いておりながら職員は常駐してますとか、全く誰もおらんと思われたら、さっき言うたようにね。

○土井原教育長 住民の方の利用ができないという意味での休業ですので、そこらあたりがちよっと。

○金島課長 はい、教育長。

○土井原教育長 はい、金島課長。

○金島課長 教育総務課金島です。

その辺のことは、今後市民の方へ対する周知につきまして、そういった対応のほうをさせていただければと思います。

以上です。

○土井原教育長 はい、ありがとうございます。

杉原館長、何かよろしいですか。

○杉原館長 さっきの休業、休館、閉館の表示の仕方なんですけれども、私たち図書館、公民館、そういった社会教育施設については、これからいついつからいついつまで休館します、閉館しますという表示をしないといけませんので、その表記の仕方が、今金島課長が言ったように、体育施設とそれから教育施設でそれぞれ統一したような表記の仕方が好ましいのかなと思っております。そのときに、実は私たちもどういう表記が正しいのかというのを判断しかねておりまして、調べると、閉館というのは業務を終了したというイメージ、休館もまた曖昧なんですけれども、業務を休む、そのままなんですけれども、どちらの表記の仕方がいいのかなど。中で職員は勤務しておりますし、電話対応等はするので、貸し館はしないけれどもというところなんですけど、どうなんでしょうか。

○大崎教育長職務代理者 はい、大崎です。

○土井原教育長 大崎委員。

○大崎教育長職務代理者 図書館なんかじゃったら、時々本を整理するのに1週間ほど休みにしますが、ああいうのは図書館は休館にしとんのですかね、閉館にしとんのですかね。休館ですか。

○安本参事 教育長。

○土井原教育長 はい、安本参事。

○安本参事 中央図書館参事安本です。

休館にしております。

○大崎教育長職務代理者 だから、多分僕らのイメージで閉館になりましたいたら、何か時間が来て、もうこれ以上は次の日まで閉まっていますよというようなイメージがあるんですけど、休館じゃったらお休みで、休業いうたら職員が誰もおらんような気がしますよね、我々。我々って私だけかもしれませんけど。我々市民が聞いたら、休館じゃったらまだ職員さんはおられるのかなというような気がせんでもねえんですけども。私だけかもしれません。

○金島課長 はい。

○土井原教育長 金島課長。

○金島課長 はい、教育総務課金島です。

その閉館、休館、休業の扱いにつきましては、会議が終わってからちょっと確認させていただきまして、それぞれの施設に一番最適なものを示すようにしていくようにいたします。

以上です。

○土井原教育長 いろいろとご意見ありがとうございます。

何となく営利目的な部分と、いわゆる公が管理、運営している部分のニュアンスが若干違うのかなというふうな感じも個人的には感じます。ありがとうございます。

○大崎教育長職務代理者 質問よろしいですか。

○土井原教育長 はい、大崎委員。

○大崎教育長職務代理者 大崎です。

図書館のほうで、現在本をたくさん借りてらっしゃる人もおると。それで、県立図書館のほうを見ると、何日かまでに電話予約の人のやつを済ませて休館に入るといったことがあったんですけども、赤磐の図書館の場合は、もう今借り取る人は期限が来ようが何しようが、とりあえず5月6日までは持つといてくださいよ、これから借りようという人は、済みません、ちょっとそれまでは本を貸し出しするのはやめですよというような形ですね。

○安本参事 教育長。

○土井原教育長 はい、安本参事。

○安本参事 中央図書館参事安本です。

今、図書館内部で検討しているところでは、返却につきましては通常どおり期限で返却

いただきたいと思いますと考えております。返却ポストがありますので、そちらへ図書館等の資料も入れていただきたいと思いますと考えております。また、予約していただいている資料につきましては、広域連携とか、県立図書館とかの借り入れの関係もございますので、そちらのほうについては受け取りをしていただくということを継続しようと考えております。ただ、4月21日からについての予約については中止というような形をとっていきたいと考えているところです。

以上です。

○土井原教育長 はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○大崎教育長職務代理者 はい。

○土井原教育長 はい、山本委員。

○山本委員 CDは返却ポストに入れられないんで、それは持っとけばいいんですか、各自。

○安本参事 教育長。

○土井原教育長 はい、安本参事。

○安本参事 中央図書館参事安本です。

通常ですと、中央図書館ですと、今言われたDVDとかCD資料については返却ポストには入れないでくださいというようなお願いをしておりますが、今回についてはそれも入れていただくと。ただ、地区館については、それも入れていただいている実情もありますので、今回は入れていただくという対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○土井原教育長 はい、ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 ありがとうございます。

以上で質疑と討論を終結いたします。

それでは、承認の第3号から承認の第5号について一括して採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 それでは、承認第3号から承認第5号につきましては一括して採決す

ることといたします。

本案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土井原教育長 はい、ありがとうございました。本案は原案のとおり可決といたします。

続きまして、(2) その他の案件に移ります。

その他の案件、何かございますでしょうか。

事務局もよろしいですか。

○金島課長 はい、いいです。

○土井原教育長 委員の方からも何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 ありがとうございました。

ないようでしたら、以上をもちまして今回付議されましたすべての案件が終了となりました。

これをもちまして令和2年度第4回赤磐市教育委員会臨時会を閉会といたします。

貴重な時間をいただきましてまことにありがとうございました。

以上で散会といたします。